教育委員会日程

- 1 日 時 令和3年8月19日(木) 午後3時00分から
- 2 場 所 第1委員会室(墨田区役所17階)

議決事項

- 第1 議案第23号 令和4年度使用墨田区立中学校教科用図書について
- 第2 議案第24号 令和4年度特別支援学級用教科用図書採択について

報告事項

- 第1 教育課題の進捗状況について(資料1)
- 第2 新型コロナウイルス感染症対策における教育施設等の対応について(資料 2)
- 第3 寄付者への感謝状の贈呈について(資料3)

議案第23号

令和4年度使用墨田区立中学校教科用図書について

上記の議案を提出する。

令和3年8月19日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤裕之

(提案内容)

別紙を踏まえ、協議の上、決定する。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号、義務教育諸学校の教科 用図書の無償措置に関する法律第14条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置 に関する法律施行規則第6条第3号の規定により、墨田区立中学校教科用図書(社会 歴史的分野)の採択替えを行うか否かについて、決定する必要がある。

令和4年度使用墨田区立中学校教科用図書について

1 採択の原則

令和3年度においては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定により、令和2年度と同一の教科書を採択する。(令和2年度採択、令和3年度から令和6年度の4年間使用)

2 これまでの経緯等

中学校社会(歴史的分野)の教科書について、令和元年度に検定審査不合格の決定となったが、令和2年度に再申請し、検定を経た教科書がある(自由社)。

このため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第6条第3号の規定により、自由社の中学校社会(歴史的分野)への採択替えを行うことも可能である。(採択替えを行うか否かは、採択権者の判断による。)

本区の中学校社会(歴史的分野)の教科書は、令和2年度に、教育委員会で十分審議し、7社の中から教科書を採択した。採択の理由としては、分かりやすさや課題解決学習を取り入れながら授業を展開する手順が詳しく示されていることや、本区の生徒の実態や指導したい内容に合っていること等の意見が出された。

今回、採択替えを行うことになると、令和4年度の第1・2・3学年でそれぞれ異なる教科書を使用することとなり、授業準備の時間が十分に取れないなど、教員の負担となること等が考えられる。

(参考)

教科書展示会開催期間:特別展示 $(6/8\sim22)$ 、法定展示 $(6/23\sim7/6)$

議案第24号

令和4年度特別支援学級用教科用図書採択について

上記の議案を提出する。

令和3年8月19日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤裕之

(提案内容)

別紙を踏まえ、協議の上、決定する。

(提案理由)

学校教育法附則第9条、学校教育法施行規則第131条第2項及び第139条の規定により、墨田区立小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書を採択する必要がある。

令和4年度特別支援学級用教科用図書採択について

1 採択の時期

墨田区立小・中学校特別支援学級の教科用図書について、毎年当該教科用図書を使用する前年度の8月31日までに、墨田区教育委員会が採択する。

2 採択の原則

特別の教育課程を編成し指導する特別支援学級においては、検定教科書又は文部科学省著作教科書を使用することが原則であるが、教科により当該学年の検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合は、これらに替わる適切な一般図書を使用することができる。

(1) 検定教科書を使用する場合

墨田区立学校の通常の学級と同一の検定教科書を使用する。

教科により当該学年用の検定教科書を使用することが適当でないときは、 検定教科書の学年を下げたもの(中学校では小学校用教科書も可)を使用す る。

(2) 文部科学省の著作教科書を使用する場合

教科により検定教科書を使用することが適当できないときは、特別支援 学校用の文部科学省著作教科書の中から使用する。

当該学年用の文部科学省著作教科書を使用することが適当でないときは、 文部科学省著作教科書の学年を下げたもの(中学校では小学校用教科書も 可)を使用する。

(3) 一般図書を使用する場合

教科により検定教科書及び文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合は、学校教育法附則第9条による教科書(以下「一般図書」という)を使用することができる。

No. 1

令和3年度 教育課題 執行計画書兼実績報告書

課題No. 事業名 新学習指導要領への対応 指導室 主管課 4月 8月 9月 10 月 5月 6月 7月 11月 12 月 1月 2月 3 月 ①英語 ■海外派遣 ■海外派遣 ■海外派遣 ■海外派遣 ■海外派遣 事後研修 ■海外派遣 ■海外派遣 ■海外派遣 説明会 **■**R4 **■**R4 ■海外派遣 事後研修 オリエンテーション 事前研修 事前研修 事前研修 ■外国語教育 報告会 説明会 (保護者対象) 海外派遣 海外派遣 ■外国語教育 ■外国語教育 研修会45 ■外国語教育 ■外国語教育 ■外国語教育 (学校対象) ■外国語教育 一次審査 二次審査 研修会① 研修会② 研修会③ ■海外派遣 研修会⑥ 研修会(7) 研修会® 出発式 ■ TGG (中) -■幼・英語 執行計 ②教員研修 ■各種研修 画 ③その他 ■学校サポート 訪問 ■がん教育 認知症サポーター ■主要な教育 ■教育課程 ■教育課程 救命講習 課題決定 届出説明会 届出受理 ■GIGA スクール 構想における授業 改善 進捗 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc

7月実績

- ① 英語
- ・中学生海外派遣事業: 事前学習(英語レッスン、個人研究)7月10日、7月24日、7月31日
- ② 教員研修
- 各研修について、広い会場への変更や2部制、オンラインにするなどの感染症対策を講じながら実施
- ③その他
- ・GIGA スクール構想における授業改善「すみだ GIGA スクール授業研究員」月例会:7月8日
- ・学校サポート訪問:7月9日 押上小学校、7月12日 隅田小学校

進捗:○

※進捗 ○:順調、×:遅延、△:その他()

令和3年度 教育課題(一般課題) 執行計画書兼実績報告書

No. 2

課題	No.	lo. 2	事業名	オリ	ンピック・	ピック・パラリンピック教育の推進								指導室	
		月	5月		6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3 月	
執行計画	パラ教 アラック アラック アラック アラック アラック アラック アラック アラック	フード校、 ・未来」プ ェクト校	■オリンb パラリ	ンピッ 実施計		■オリパラ観戦 -		● 計画書に基づ 〈取組の推進						■オリンピッパラリン! ク教育実施 告書の提出	
進捗	(0	0		0	0									
7月実績 ■オリンピック・パラリンピック教育 ・オリンピック学校連携観戦中止、パラリンピック学校連携観戦に向けた準備(日程、会場の調整) ■アワード校、「夢・未来」プロジェクト校 ・「夢・未来」プロジェクト校:計画書に沿って実施(柳島小) ・アワード校:計画書に沿って実施(言問小、業平小) ■体力向上プロジェクト検討委員会 ・体力テストの振り返り、体力向上に向けた取組の推進、第1期体力アップキャンペーンの実施 進捗:○															

令和3年度 教育課題 執行計画書兼実績報告書

No. 3

課題	No. 3	事業名 学力向上新3か年計画(第2次)の推進									すみだ教育研究所	
	4 月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3 月
		■国調査実 施(5/27)	■区調査実 施(6/8)		■区調査結 果返却(下 旬)	■都調査実施 ■区調査結果分析	■学力向上 ヒアリング	■調査結果 を各校 H Pに掲載	■区調査議会 報告	■ 指導のポイントを各校へ周知		
÷L. ——	■ン決取すーチャン マト定りすートャチ教 ・ はまみルテーャを ・ する ・ でも ・ でも ・ でも ・ でも ・ でも ・ でも ・ でも ・ でも	■マネジメ				■全体計画 作成				■ 学習ふり+ かえり期間		
学力向上の取組		ント推進校 訪問、予算 配当)										
組							■放課後:秋			■放課後:冬 -		
	■ 研究所二 ュース発行											

7月実績

- ■マネジメント推進校(横川小、隅田小、梅若小、吾嬬第二中、吾嬬立花中) 担当者ヒアリング
- ■すみだスクールサポートティーチャー事業 放課後補習・授業支援等支援サポーターを各校へ派遣(7月実績:活動人数111人 ※R03.8/5 現在確認数)

■チャレンジ教室

事業者と事業内容の詳細確認 (7/6)

三者(事業者、研究所、各校)による打合せ(7/14 第四吾嬬小・押上小、7/21 隅田小・第一寺島小・吾嬬立花中)

■研究所ニュース発行

進捗:○

新型コロナウイルス感染症対策における教育施設等の対応について

1 理由

新型コロナウイルス感染症対策として、東京都に発令されている「緊急事態 宣言」の期限が延長されたこと及び、本区の「新型コロナウイルス感染症対策 本部会議」での決定事項等を踏まえ、以下の施設等について、対応方針を定め る必要がある。

本件については、緊急に処理しなければならない事由で、かつ教育委員会を 招集するいとまがなかったことから、「墨田区教育委員会権限に属する事務の 委任等に関する規則」第3条の規定に基づき、令和3年8月3日付けで、教育 長の臨時代理により決定した。

2 対応方針について

- (1) **区立幼稚園、小中学校** 教育活動を継続する。
- (2) 学校施設貸出(旧学校施設も含めるが、旧向島中は校庭のみ) 令和3年7月12日から8月31日までの間、午後8時まで貸出しを行う。
- (3) **すみだ郷土文化資料館** 通常どおり開館する。
- (4) 立花大正民家園旧小山家住宅 通常どおり開館する。
- (5) すみだわんぱく砦利用を継続する。
- (6) 放課後子ども教室 事業を継続する。
- (7)区立図書館

令和3年7月12日から<u>8月31日</u>までの間、午後8時まで開館する。 (ただし、休館前と同様、閲覧席の間隔を空けたり、1時間以内の利用要請を行うなど、感染予防対策を徹底して開館する。)

※ 上記の 部分は、今回の「緊急事態宣言」の延長に伴う変更箇所

寄付者への感謝状の贈呈について

1 趣旨

区立小・中学校に対し、R 団 連すみだリサイクル協同組合から、生理の貧困に係る問題解消の一助として、生理用品の寄付があったので、墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱第2条第1号の規定により、寄付者に対して感謝状を贈呈し、感謝の意を表する。

2 贈呈対象者

R団連すみだリサイクル協同組合 代表理事 畔上 常夫 氏

3 寄付物件

生理用品 (ナプキン) 300袋 116,600円

4 贈呈主体

教育委員会教育長

5 贈呈日

令和3年7月30日

なお、寄付者の希望により贈呈式は行わず、郵送により対応した。